

令和8年度
つくばみらい市一般廃棄物処理実施計画



令和8年3月
つくばみらい市

《 目 次 》

計画概要	3
第1章 ごみ及び資源物	
1. ごみ及び資源物の排出量	5
(1) 人口・世帯数及びごみ排出量の推移	5
(2) 排出量	5
2. 排出抑制のための方策	7
3. 処理計画	8
(1) 収集運搬計画	8
①処理主体	8
②収集運搬する一般廃棄物の計画量	9
③収集回数	10
④分別・収集方法	11
⑤一般廃棄物の搬入先別運搬量	13
⑥収集運搬委託業者及び許可業者	17
⑦その他	19
(2) 中間処理計画	19
①処理施設	20
②生ごみ堆肥化施設	21
(3) 最終処分計画	21
①処分の方法	21
②埋立処分委託先	21
③有害ごみ（乾電池・蛍光管等）の処分委託先	21
(4) 占有者又は事業者の協力義務	22
①計画遵守義務	22
②排出禁止物	22
③市民の責務	22
④事業者の責務	22
(5) 一般廃棄物の処理手数料	22

第2章 し尿及び浄化槽汚泥

1. 計画処理区域及び排出量	24
(1) 計画処理区域	24
(2) 排出量	24
2. 処理計画	24
(1) 収集運搬計画	24
① 処理主体	24
② 収集運搬する一般廃棄物の量	24
③ 収集回数	24
④ 廃棄物の搬入先及び収集方法	25
⑤ 収集運搬業者	25
(2) 中間処理計画	25
① 処理施設	25

参考資料

① 1人1日当たりのごみの排出量	26
② 資源物集団回収量	26
③ 生ごみ処理量	26
④ 粗大ごみ収集券取扱店一覧	27

令和8年度 つくばみらい市一般廃棄物処理実施計画

計画概要

1. 趣 旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理実施計画を定める。

2. 計画区域

本計画の対象区域は、本市全域とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

第1章 ごみ及び資源物

1. ごみ及び資源物の排出量

(1) 人口・世帯数及びごみ排出量の推移

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (暫定値)	令和 8 年度 (計画)
人 口	53,402 人	53,502 人	53,685 人	53,238 人
世 帯 数	22,473 世帯	22,827 世帯	23,228 世帯	23,035 世帯
ごみ排出量	13,146 t	13,216 t	12,798 t	12,400 t

※令和 5 年度から令和 7 年度の人口及び世帯数は、10 月 1 日現在の住民基本台帳の人口。

※令和 8 年度は、つくばみらい市一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年度～平成 38 年度）の計画値及び過去 3 年間の推移を参考に算出。

(2) 排出量

ア) 家庭系一般廃棄物の収集量

(単位：t)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (暫定値)	令和 8 年度 (計画)
可 燃 ご み	7,460	7,414	7,282	7,059
不 燃 ご み	1,717	1,772	1,615	1,566
粗 大 ご み	147	143	143	139
有害ごみ (乾電池・蛍光灯等)	14	14	16	16
あき缶類 (資源物)	108	108	101	98
あきビン類 (資源物)	278	259	252	244
古紙類 (資源物)	598	560	554	537
古布類 (資源物)	69	69	66	64
プラスチック製容器包装 (資源物)	267	254	278	269
ペットボトル (資源物)	133	135	136	132
使用済小型電子機器等 (小型家電製品)	1	1	1	1
特定家庭用機器廃棄物 (家電リサイクル法対象物)	2	2	2	2

生ごみ	179	170	165	160
計	10,973	10,901	10,611	10,287

※端数調整のため合計値が合わない場合がある。

イ) 事業系一般廃棄物の収集量

(単位：t)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (暫定値)	令和8年度 (計画)
可燃ごみ	1,760	1,708	1,734	1,678
不燃ごみ	39	41	38	37
あき缶類(資源物)	0	0	0	0
あきビン類(資源物)	0	0	0	0
プラスチック製容器包装 (資源物)	0	0	0	0
ペットボトル(資源物)	0	0	0	0
食品残渣	34	13	6	6
草木	17	195	47	45
計	1,850	1,957	1,825	1,766

※端数調整のため合計値が合わない場合がある。

ウ) 家庭系一般廃棄物の直接搬入量

(単位：t)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (暫定値)	令和8年度 (計画)
可燃ごみ	3	4	11	11
不燃ごみ	6	9	9	9
粗大ごみ	215	258	254	246
有害ごみ (乾電池・蛍光管等)	0	0	0	0
あき缶類(資源物)	0	0	0	0
あきビン類(資源物)	0	0	0	0
プラスチック製容器包装 (資源物)	0	0	0	0
ペットボトル(資源物)	0	0	0	0
計	224	271	274	266

※端数調整のため合計値が合わない場合がある。

エ) 事業系一般廃棄物の直接搬入量

(単位：t)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (暫定値)	令和 8 年度 (計画)
可 燃 ご み	10	8	8	8
不 燃 ご み	0	0	0	0
あき缶類 (資源物)	0	0	0	0
あきビン類 (資源物)	0	0	0	0
プラスチック製容器包装 (資源物)	0	0	0	0
ペットボトル (資源物)	0	0	0	0
計	10	8	8	8

※端数調整のため合計値が合わない場合がある。

2. 排出抑制のための方策

(1) ごみの分別の徹底

市内全世帯へのごみの収集日程表・分別の手引き等の配布により、分別の徹底を図り、「プラスチック製容器包装」をはじめ、資源物へのごみの混入を減らすとともに、可燃ごみの中の「雑がみ」の資源化及び「生ごみ」の水切りの周知を引き続き行う。

(2) 生ごみ減量化の推進

- ①生ごみの水切りを積極的に推進する。
- ②食品リサイクル堆肥化事業の参加促進を図る。
(令和 8 年 3 月 1 日現在参加世帯数 1,703 世帯)
- ③生ごみ処理容器等の購入にかかる費用に補助金を交付する。

(3) ごみ減量化の啓発

- ①常総環境センター施設見学の奨励

(4) ごみ減量のためのPR活動

- ①ごみ減量に関する記事を広報紙、ホームページに定期的に掲載することで、市民のごみ減量に関する知識や理解を深めていく。
- ②3R (リデュース、リユース、リサイクル) を推進するため、広報紙やホームページを活用して、市民へ啓発する。
- ③食品ロス削減について、広報紙、ホームページ等を活用し、市民へ周知する。
- ④市のホームページを利用し、エコショップの紹介やごみを減らす工夫・アイデア等の情報の提供を行い、市民自らの行動・実践を促していく。

(5) マイバッグ持参運動の推進

マイバッグ持参の呼びかけや、レジ袋・過剰包装等の削減を推進する。

(6) 雑がみ収集の推進

可燃ごみ減量施策の一環として、資源物である雑がみ（紙製容器包装、紙箱、包装紙、封筒、メモ用紙などのリサイクル可能な古紙）の収集推進を図っていく。

(7) レアメタル回収を目的とした小型家電製品の品目の拡大

貴重資源であるレアメタルを含む小型家電製品については、回収品目の拡充を図る。広報紙やホームページに掲載し、回収量を増やすべく周知を行う。

(8) プラスチック製容器包装の正しい分別方法の啓発

「プラスチック製容器包装」の正しい分別方法を広報紙やホームページを活用して周知を行い、リサイクル率の向上を図る。

(9) 市内事業者に対するごみ減量の啓発

- ①資源物である古紙のリサイクルを推進することで、事業系一般廃棄物の削減を図る。
- ②事業系一般廃棄物を適正に処理するため、事業者向けの分別の手引きを配布する。

3. 処理計画

(1) 収集運搬計画

①処理主体

ア) 市が収集運搬するもの

- ・一般家庭及び公共施設等から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ（乾電池、蛍光灯等）、あき缶類（資源物）、あきビン類（資源物）、古紙類（資源物）、古布類（資源物）、プラスチック製容器包装（資源物）、ペットボトル（資源物）、使用済小型電子機器等（小型家電製品）

イ) 許可業者が収集運搬するもの

- ・事業所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、あき缶類（資源物）、あきビン類（資源物）、プラスチック製容器包装（資源物）、ペットボトル（資源物）、一般家庭及び事業所から排出される家電リサイクル法対象特定家庭用機器（家電4品目）

ウ) 常総地方広域市町村圏事務組合常総環境センターが収集運搬するもの

- ・一般家庭から排出される生ごみ（参加協力世帯のみ）

エ) 排出者自らが直接処理施設へ搬入できるもの

- ・一般家庭及び公共施設等から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ（乾電池、蛍光灯等）、あき缶類（資源物）、あきビン類（資源物）、古紙類（資源物）、古布類（資源物）、プラスチック製容器包装（資源物）、ペットボトル（資源物）

オ) 事業者自らが直接処理施設へ搬入できるもの

- ・事業により排出される一般廃棄物のうち可燃ごみ及び事業活動を伴わない不燃ごみ、あき缶類（資源物）、あきビン類（資源物）、プラスチック製容器包装（資源物）、ペットボトル（資源物）

②収集運搬する一般廃棄物の計画量

○一般家庭

(単位：t)

区 分	年間の収集運搬計画量
可 燃 ご み	7,059
不 燃 ご み	1,566
粗 大 ご み	139
有害ごみ（乾電池・蛍光灯等）	16
あき缶類（資源物）	98
あきビン類（資源物）	244
古紙類（資源物）	537
古布類（資源物）	64
プラスチック製容器包装（資源物）	269
ペットボトル（資源物）	132
使用済小型電子機器等 （小型家電製品）	1
特定家庭用機器廃棄物 （家電リサイクル法対象物）	2
生 ご み	160
計	10,287

※端数調整のため合計値が合わない場合がある。

○事業所

(単位：t)

区 分	年間の収集運搬計画量
可 燃 ご み	1,678
不 燃 ご み	37
あき缶類 (資源物)	0
あきビン類 (資源物)	0
プラスチック製容器包装 (資源物)	0
ペットボトル (資源物)	0
食 品 残 渣	6
草 木	45
計	1,766

※端数調整のため合計値が合わない場合がある。

○その他 (直接搬入)

(単位：t)

区 分	年間の収集運搬計画量
可 燃 ご み	19
不 燃 ご み	9
粗 大 ご み	246
有害ごみ (乾電池・蛍光灯等)	0
あき缶類 (資源物)	0
あきビン類 (資源物)	0
プラスチック製容器包装 (資源物)	0
ペットボトル (資源物)	0
計	274

※端数調整のため合計値が合わない場合がある。

③収集回数

○一般家庭

区 分	収集回数
可燃ごみ	2回/週
不燃ごみ (ビニール・プラスチック類)	1回/週

不燃ごみ（金属類・割れ物）	1回／月
粗大ごみ	1回／月
有害ごみ（乾電池・蛍光灯等）	随時
あき缶類（資源物）	2回／月
あきビン類（資源物）	2回／月
古紙類（資源物）	2回／月
古布類（資源物）	2回／月
プラスチック製容器包装（資源物）	1回／週
ペットボトル（資源物）	1回／週
使用済小型電子機器等 （小型家電製品）	随時
特定家庭用機器廃棄物 （家電リサイクル法対象物）	随時
生ごみ	2回／週

○事業所

区 分	収集回数
可 燃 ご み	許可業者との取り決めによる
不 燃 ご み	許可業者との取り決めによる
あき缶類（資源物）	許可業者との取り決めによる
あきビン類（資源物）	許可業者との取り決めによる
プラスチック製容器包装（資源物）	許可業者との取り決めによる
ペットボトル（資源物）	許可業者との取り決めによる
食 品 残 渣	許可業者との取り決めによる

④分別・収集方法

ア) ごみの分別区分

6 種		18 分別	
1	可燃ごみ	1	燃やせるごみ
2	不燃ごみ	2	ビニール・プラスチック類
		3	金属類・割れ物
3	粗大ごみ	4	粗大ごみ
4	資源物	5	あき缶

4	資源物	6	無色ビン
		7	茶色ビン
		8	その他の色のビン
		9	新聞紙
		10	雑誌・雑がみ
		11	段ボール
		12	紙パック
		13	古布
		14	プラスチック製容器包装
5	有害ごみ	15	ペットボトル
		16	乾電池
5	有害ごみ	17	蛍光管
		18	使用済小型電子機器等（小型家電製品）
6	小型家電		

イ) 収集方法

○一般家庭の収集方法

区 分	収集方法
可 燃 ご み	統一指定袋によるステーション方式
不 燃 ご み	統一指定袋によるステーション方式
粗 大 ご み	予約申込による戸別回収（有料）
有害ごみ（乾電池・蛍光管等）	公共施設等に設置してある回収容器から収集
あき缶類（資源物）	統一指定袋によるステーション方式
あきビン類（資源物）	3色分別コンテナによるステーション方式
古紙類（資源物）	ステーション方式
古布類（資源物）	ステーション方式
プラスチック製容器包装（資源物）	統一指定袋によるステーション方式
ペットボトル（資源物）	統一指定袋によるステーション方式
使用済小型電子機器等 （小型家電製品）	公共施設等に設置してある回収容器から収集
生 ご み	戸別回収（堆肥化事業協力世帯のみ）

○事業所の収集方法

区 分	収集方法
可 燃 ご み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長の許可を受け、直接常総環境センターへ搬入 ・ 市許可業者に依頼
不 燃 ご み	
あき缶類（資源物）	
あきビン類（資源物）	
プラスチック製容器包装（資源物）	
ペットボトル（資源物）	
食 品 残 渣	
草 木	

○直接搬入

搬入者が直接市長の許可を受け、自ら常総環境センターへ搬入

⑤一般廃棄物の搬入先別運搬量

ア) ごみ及び資源物

○搬入先

名 称	所 在 地
常総地方広域市町村圏事務組合 常総環境センター	茨城県守谷市野木崎 4605

年間運搬計画量

(単位：t)

区 分	年間運搬計画量
可 燃 ご み	8,756
不 燃 ご み	1,612
粗 大 ご み	385
有害ごみ（乾電池・蛍光灯等）	16
あき缶類（資源物）	98
あきビン類（資源物）	244
プラスチック製容器包装（資源物）	269
ペットボトル（資源物）	132
生 ご み	160
計	11,672

◎古紙類・古布類（資源物）

○搬入先

名 称	所 在 地
美濃紙業株式会社守谷営業所	茨城県守谷市立沢 1856-1

年間運搬計画量 (単位：t)

区 分	年間運搬計画量
古紙類（資源物）	261
古布類（資源物）	34
計	295

○搬入先

名 称	所 在 地
株式会社斎藤英次商店取手営業所	茨城県取手市山王 1474

年間運搬計画量 (単位：t)

区 分	年間運搬計画量
古紙類（資源物）	276
古布類（資源物）	30
計	306

◎食品廃棄物

○搬入先

名 称	所 在 地
株式会社むかしの堆肥 下妻堆肥センター	茨城県下妻市黒駒 1084-1

年間運搬計画量 (単位：t)

区 分	年間運搬計画量
食品残渣	6

○搬入先

名 称	所 在 地
日立セメント株式会社 神立資源リサイクルセンター	茨城県土浦市東中貫町 6-8

年間運搬計画量 (単位：t)

区 分	年間運搬計画量
食品残渣	18

◎草木

○搬入先

名 称	所 在 地
つくば環境エンジニアリング 株式会社	茨城県土浦市並木 4 丁目 4661-1

年間運搬計画量 (単位：t)

区 分	年間運搬計画量
草 木	20

イ) 家電リサイクル法対象特定家庭用機器

○搬入先

名 称	所 在 地
平和貨物運送株式会社	茨城県下妻市下木戸 365-1

年間運搬計画量 (単位：t)

区 分	年間運搬計画量
家電リサイクル法対象 特定家庭用機器	2

ウ) 小型家電リサイクル法対象電子機器

○資源回収を目的とした小型家電製品の拠点回収

小型家電回収箱設置箇所：つくばみらい市役所（伊奈庁舎、谷和原庁舎）、みらい平市民センター、保健福祉センター、総合運動公園、谷和原公民館福岡分館、図書館、カスミ谷井田店、カスミみらい平駅前店、みらい平コミュニティセンター、小絹コミュニティセンター、板橋コミュニティセンター、きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館

対象品目：デジタルカメラ、ゲーム機器、ACアダプター、ビデオカメラ、電卓、電子手帳、携帯音楽プレーヤー、カーナビ、ワープロ、携帯電話など

搬入先

名 称	所 在 地
株式会社リーテム 水戸工場	茨城県東茨城郡茨城町長岡 3520

年間運搬計画量 (単位：t)

区 分	年間運搬計画量
携帯電話	0.1
その他の家電製品	0.9
計	1.0

⑥収集運搬委託業者及び収集運搬許可業者

ア) 委託業者

業 者 名	住 所	委託内容	収集運搬する区域
有限会社中澤産業	つくばみらい市 狸穴 1360-1	一般家庭及び公共施設等から排出される一般廃棄物の収集運搬	市が指定した区域
水海道産業株式会社	つくばみらい市 陽光台 1-9-13		
福岡運輸株式会社	つくばみらい市 福岡 1330-4		

イ) 許可業者

業 者 名	住 所	許可内容	収集運搬する区域
株式会社 シイナクリーン	守谷市 野木崎 1349-1	一般廃棄物の収集運搬	市内全域
有限会社 筑南清掃興業	つくば市 下河原崎 713-4	一般廃棄物の収集運搬	
株式会社 結南クリーンセンター	結城市結城 7188	一般廃棄物の収集運搬	

株式会社ダイゼン	常総市水海道宝町 3385-3 ダイゼンビル	一般廃棄物の収集運搬	市内全域
水海道産業株式会社	つくばみらい市 陽光台 1-9-13	一般廃棄物・家電リサイクル法対象特定家庭用機器の収集運搬	
有限会社梅木商会	守谷市本町 4245-4	一般廃棄物の収集運搬	
有限会社中澤産業	つくばみらい市 狸穴 1360-1	一般廃棄物の収集運搬	
株式会社大山清運	柏市松ヶ崎 363-1	一般廃棄物の収集運搬	
有限会社 久松クリーン産業	つくば市 上横場 2006	一般廃棄物の収集運搬	
株式会社日昇つくば	つくば市片田 468	一般廃棄物の収集運搬	
勝田環境株式会社	ひたちなか市 津田 2554-2	し尿汚泥	
株式会社岩城恒産	取手市下高井 2105	一般廃棄物の収集運搬	
関東商事株式会社	つくば市赤塚 423	一般廃棄物の収集運搬	
エルエス工業 株式会社	東京都渋谷区 千駄ヶ谷 3-2-8-503	実験動物死体及び付随汚物	
有限会社 エス・ディ・エス	稲敷郡阿見町 阿見 4666-1442	一般廃棄物の収集運搬	
平和産業株式会社	つくば市洞下 489-3	一般廃棄物の収集運搬	
株式会社栄林	龍ヶ崎市 佐貫 3-11-14	一般廃棄物の収集運搬	
株式会社伊東商事	土浦市 西根南二丁目 11-21	一般廃棄物の収集運搬	
未来産業	常総市水海道橋本町 3588-6	一般廃棄物の収集運搬	
日和サービス 株式会社	日立市東成沢町 2-2-10	一般廃棄物の収集運搬	
株式会社 PROTECT EARTH	取手市稲 358-4	一般廃棄物の収集運搬	
ランドサービス 株式会社	つくば市間瀬 1452-2	一般廃棄物の収集運搬	

⑦その他

○常総環境センターへ搬入できない廃棄物の処理

ア) 危険物・・・ガスボンベ、医療廃棄物（感染症の恐れのある物）、劇毒物、農薬、塗料、廃油（食用油を除く）、火薬、消火器など

イ) 土砂類・・・土、石、砂、燃えがら（焼却灰）など

- ウ) 建築廃材・・・瓦、コンクリート、レンガ、タイル、保温材、石膏ボード、浴槽（FRP、人造大理石製）、浄化槽など
- エ) 自動車用品・・・タイヤ（外径76cmよりも大きいもの）、バッテリー、マフラー、バンパーなど
- オ) その他・・・・・・ピアノ、大型農機具類（50kgを超えるもの）、動物のフン、農業廃棄物（農業用塩化ビニールフィルム（農ビ）、農業用ポリエチレンフィルムなど（農ポリなど）、肥料袋、畦シート、育苗箱など）、耐火金庫、切り株、ボウリングの玉、スロット台、パチンコ台など
- カ) オートバイ・・・二輪車リサイクルシステムによる処分
- キ) パソコン・・・資源物有効利用促進法によるメーカー回収、処分
※ノートパソコンについては、小型家電製品としても処分可能
- ク) 家電リサイクル法対象4品目・・・テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、エアコン、冷蔵庫（冷凍庫含む）、洗濯機、衣類乾燥機

- ・ア)～オ)については、自らの責任において処理しなければならない廃棄物であるため、当該物を取り扱っている小売業者、製造業者、廃棄物処理専門業者へ処理を依頼し、適正に処理を行うよう指導する。
- ・カ)については、二輪車リサイクルコールセンター（☎050-3000-0727）へ問い合わせるよう案内する。
- ・キ)については、一般社団法人パソコン3R推進協会（☎03-5282-7685）またはパソコンメーカーへ問い合わせるよう案内する。
- ・ク)家電リサイクル法に基づき、適正に処分を行うよう指導する。

(2) 中間処理計画

① 処理施設

施設名	常総地方広域市町村圏事務組合 常総環境センター
所在地	茨城県守谷市野木崎 4605
敷地面積	21,058.57 m ²
建築面積	10,955.36 m ²
延床面積	24,666.95 m ² ・焼却施設 15,453.53 m ² ・資源化施設 8,017.62 m ² ・啓発棟（渡り廊下含む） 1,155.52 m ² ・計量棟 40.28 m ²
建物および煙突	工場棟 地下1階 地上6階建 高さ約37m 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 啓発棟 地上3階建 高さ約15m 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 煙突 高さ59m
建設年月日	着工 平成20年3月 竣工 平成24年8月
炉形式	全連続燃焼式
処理方式	キルン式ガス化溶融方式
燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん機、減温塔、乾式有害ガス除去装置 活性炭吹込、触媒反応塔
余熱利用設備	場内外利用発電（常総運動公園・常総地域交流センター） 3,000 kW 場内外給湯（常総地域交流センター）、蒸気供給（常総運動公園）
トラックスケール	30 t × 2 基、50 t × 1 基（ICカード方式）
処理能力	○焼却施設 258 t / 24 h（86 t × / 24 h × 3 炉） ○資源化施設 ・資源物処理 44 t / 5 h （缶 7 t / 5 h、ビン 13 t / 5 h、ペットボトル 5 t / 5 h、その他プラ 19 t / 5 h） ・粗大ごみ処理 83 t / 5 h （粗大ごみ選別 19 t / 5 h、破砕選別 64 t / 5 h）
設計ごみ質低位発熱量	高質 2,700 kcal / kg 低質 1,400 kcal / kg 基準 2,200 kcal / kg
ごみピット	ごみピット総合計容量

	<p style="text-align: center;">1,891 t = 9,953 m³ (0.19 t / m³) (258 t / 日 × 7 日以上)</p> <p>①ごみ受入ピット 901 t = 4,744 m³ (0.19 t / m³)</p> <p>②破砕ごみピット 990 t = 5,209 m³ (0.19 t / m³)</p> <p>粗大ごみピット 39 t = 260 m³ (0.15 t / m³) 不燃ごみピット 156 t = 1,040 m³ (0.15 t / m³) その他プラごみピット 57.2 t = 1,430 m³ (0.04 t / m³)</p> <p>ペットボトルごみピット 15 t = 500 m³ (0.03 t / m³)</p> <p>缶類ごみピット 21 t = 700 m³ (0.03 t / m³)</p>
処 理 物 ピ ッ ト	<p>溶融スラグピット 105 t = 75 m³ (1.4 t / m³) 飛灰処理ピット 70 t = 70 m³ (1.0 t / m³) 溶融不適物コンテナ 2.4 t = 8 m³ (0.3 t / m³)</p>
貯 留 ヤ ー ド	<p>アルミ缶ヤード 29 m³、スチール缶類ヤード 29 m³、アルミ 類ヤード 90 m³、鉄類ヤード 90 m³ ペットボトルヤード 60 m³、その他プラヤード 130 m³</p>
ク レ ー ン	<p>○焼却施設 9.6 t × 2 基 ○資源化施設 3.8 t × 2 基、4.1 t × 1 基</p>
補 助 燃 料	灯油 (非常用自家発電機のみ A 重油)

※中間処理が円滑に行われるよう次の目標を掲げる。

- ・ 分別の徹底及び収集の適正化を図る。
- ・ 資源回収に努め、ごみ処理量の低減等を図る。

②生ごみ堆肥化施設

施 設 名 称	常総環境センター生ごみ堆肥化施設
所 在 地	茨城県守谷市野木崎 5054
敷 地 面 積	7,055 m ²
建 物 総 床 面 積	2,122 m ²
主 要 設 備	<p>○堆肥化作業所 1,039 m² 鉄骨造平屋建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入車両室 搬入シャッター、投入シャッター 2 t 車対応 ・ 破砕装置 生ごみ受入ホッパー、搬送コンベア 破袋機 ・ 破砕分離装置 ブレード分別方式 (回転羽根式) ・ 発酵槽 一次発酵槽、二次発酵槽

	発酵用ブロワ（送風装置） ・消臭剤噴霧器 ハウススプレー2台、動力噴霧器1台 ・脱臭設備 回転スクラバー併用生物脱臭式 ○整菌置場 198 m ² 鉄骨テント造平屋建 容量 176 m ³ ○包装作業所 182 m ² 鉄骨造平屋建 ・自動梱包装置 供給ホッパー 2 m ³ 篩い装置 円形密閉式 自動計量包装機 5kg、15kg対応 ○発酵槽棟 644 m ² 鉄骨造平屋建 ○管理棟 59 m ² 木造平屋建 事務室
処 理 能 力	3.8 t / 5 h
堆 肥 化 方 式	通気型堆積方式
脱 臭 方 式	回転スクラバー併用生物脱臭式
供 用 開 始 日	平成 20 年 4 月 1 日

(3) 最終処分計画

① 処分の方法：埋立処分及びリサイクル

② 埋立処分委託先

名 称	所 在 地
一般財団法人 茨城県環境保全事業団 エコフロンティアかさま	茨城県笠間市福田 165-1
ジークライト株式会社 エコポート最終処分場	山形県米沢市板谷字四郎右エ門沢 773-1~2
グリーンフィル小坂株式 会社	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部 60-1
株式会社エコス米沢	山形県米沢市大字築沢中山南 7028 番地の 1 及び 7030 番 20
中央電気工業株式会社	茨城県鹿嶋市大字光 4
渡辺産業株式会社	栃木県日光市町谷 1774 番 1

③ 有害ごみ（乾電池・蛍光灯等）の処分（リサイクル含む）委託先

名 称	所 在 地
野村興産株式会社 イトカム鋳業所	北海道北見市留辺蘂町富士見 217-1

(4) 占有者又は事業者の協力義務

①計画遵守義務

ア) 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の廃棄物の保管、排出又は排出方法等、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

②排出禁止物

ア) 占有者は、市長が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる家庭系廃棄物を排出してはならない。

1) 有害性のある物

2) 爆発物又はその危険性のある物

3) 著しく悪臭を発するもの

4) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

5) 前各号に掲げるもののほか、生活環境上障害があると認められる物及び市の行う一般廃棄物の収集に支障を来す物

イ) 占有者は、前項各号に掲げるも家庭系廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

③市民の責務

ア) 市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに自ら処理する等により家庭系廃棄物の減量に努め、かつ、家庭系廃棄物を排出する際には、分別して排出しなければならない。

イ) 市民は、家庭系廃棄物の減量、適正処理及び再利用の促進等に関し、市の施策に協力しなければならない。

④事業者の責務

ア) 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用をする等により廃棄物の減量を推進するとともに、自らの責任において適正処理しなければならない。

イ) 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に、処理が困難になることがないようにしなければならない。

ウ) 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(5) 一般廃棄物の処理手数料

ア) 市が行う家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処理手数料は、無料とする。ただし、市が戸別に収集する粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定するものを除く。）については、当該粗大ごみ排出者から、1 品につき 500 円の収集、運搬及び処理手数料を徴収する。

イ) 市民又は事業者が、市長の許可を受け、自ら一般廃棄物を常総環境センターに搬入するときは、常総地方広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 49 年常総地方広域市町村圏事務組合条例第 9 条）に定めるところによる。

第 2 章 し尿及び浄化槽汚泥

1. 計画処理区域及び処理量

(1) 計画処理区域

区 分	計画収集区域
し 尿	公共下水道供用開始区域を除く市内全域
浄化槽汚泥	公共下水道供用開始区域を除く市内全域

(2) 排出量

(単位：kℓ)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (暫定値)	令和7年度 (計画)
し 尿	1,282	1,835	1,364	1,442
浄化槽汚泥	4,413	4,505	4,233	4,272

2. 処理計画

(1) 収集運搬計画

①処理主体

- ア) 許可業者が収集運搬する一般廃棄物
 ・し尿及び浄化槽汚泥

②収集運搬する一般廃棄物の量

(単位：kℓ)

区 分	年間の収集運搬計画量
し 尿	1,442
浄化槽汚泥	4,272

③収集回数

区 分	収集回数
し 尿	随 時
浄化槽汚泥	随 時

④廃棄物の搬入先及び収集方法

ア) 搬入先

名 称	所 在 地
常総衛生組合 「クリーンセンターきぬ」	茨城県つくばみらい市小絹 1450

イ) 収集方法

区 分	収 集 方 法
し 尿	常総衛生組合許可業者による収集
浄化槽汚泥	常総衛生組合許可業者による収集

⑤収集運搬業者

ア) 許可業者

業 者 名	住 所	内 容	収集運搬する区域
株式会社 シイナクリーン	守谷市野木崎 1349-1	し尿・浄化槽汚泥	市内全域
関東商事株式会社	つくば市赤塚 423	し尿・浄化槽汚泥	市内全域

(2) 中間処理計画

①処理施設

ア) し尿処理施設

施設名	常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」		
所在地	茨城県つくばみらい市小絹 1450		
形式	標準脱窒素処理方式＋高度処理		
公称能力	150 kℓ／日 (100 kℓ／日＋50 kℓ／日)		
搬入される廃棄物の内訳量	し尿 (当市分)	1,158 kℓ／年	
	浄化槽汚泥 (当市分)	5,848 kℓ／年	
残渣の処分方法	し渣及び 脱水汚泥：焼却後埋立処分 (北茨城市) 80 t／年 沈 砂：埋立処分 (北茨城市) 12.5 t／年		

《参考資料》

① 1人1日当たりのごみの排出量

(単位：g)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (暫定値)	令和8年度 (予想)
排出量 ^{※1}	674	677	653	638
うちセンター 搬入量 ^{※2}	640	645	621	607
うち家庭ごみ 搬入量 ^{※3}	540	540	524	512

※1 排出量とは、一般家庭及び事業所から排出された一般廃棄物、資源物、行政回収による資源物の量及び集団回収した資源物の総量。

※2 うちセンター搬入量とは、家庭及び事業所から排出されたごみの内、常総環境センターに搬入された一般廃棄物及び資源物の量。

※3 うち家庭ごみ搬入量とは、上記の搬入量の内、家庭から排出された一般廃棄物及び資源物の量。

② 資源物集団回収量

(単位：t)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (暫定値)	令和8年度 (予想)
回収量	89	79	80	80

③ 生ごみ処理量

(単位：世帯、t)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (暫定値)	令和8年度 (予想)
協力世帯数	1,685	1,685	1,701	1,750
処 理 量	179	170	165	160

④粗大ごみ収集券取扱店一覧（令和 8 年 3 月 31 日現在）

番号	地 区	取扱店名	店舗所在地
1	小張	田中商店	小張 2653
2	豊	中村薬品	豊体 1692
3		セブンイレブンつくばみらい青木店	青木 131-7
4		ファミリーマートフレストつくばみらい豊体店	豊体 1102-9
5	谷井田	読売センター 伊奈	谷井田 1978-2
6		セブンイレブンつくばみらい谷井田北店	谷井田 1413-1
7		ウエルシアつくばみらい伊奈店	谷井田 1332
8		カスミ谷井田店	谷井田 1244-1
9	東	セブンイレブン茨城伊奈城中店	城中 1164
10	板橋	ビッグドラッグ板橋店	板橋 2844-259
11		ファミリーマートつくばみらい高岡店	高岡 834-17
12		セブンイレブンつくばみらい板橋店	板橋 732-1
13	福岡	ミニストップ谷和原福岡店	福岡 2995-2
14		福岡運輸(株)	福岡 1330-4
15	谷原	セブンイレブンつくばみらい古川店	古川 321-1
16		(有)川口商事	鬼長 526-1
17	小絹	読売センターつくばみらい	小絹 390-1
18		鈴木商店(有)ホトリビング	小絹 745-1
19		ドラッグストアクラモチ谷和原店	小絹 925-3
20		セブンイレブン谷和原インター店	筒戸 3363-4
21		タカナシ洋品店	筒戸 2066-6
22		丸隆ストアー	西ノ台 2-1
23	絹の台	セブンイレブン谷和原絹の台2丁目店	絹の台 2-10-3
24	陽光台	カスミみらい平駅前店	陽光台 1-14-1
25		ウエルシアみらい平駅前店	陽光台 1-14-1
26		セブンイレブンみらい平駅入口店	陽光台 4-16-6
27		セブンイレブンつくばみらい陽光台店	陽光台 2-37-2
28		ファミリーマートフレストつくばみらい陽光台店	陽光台 2-20-1
29	守谷市	セブンイレブン守谷松並店	守谷市松並 2005-1